

【資料編】

1. 検討の体制・経過

1-1. 検討の体制

立地適正化計画の策定に当たっては、専門的知見や町民の皆様のご意見を計画に反映させるため、小川町都市計画審議会での報告、ポスターセッション（計画案に関するポスター掲示による住民周知）、住民説明会、パブリックコメント（意見募集手続）を経ながら検討を進めてきました。また、商業、公共交通、医療、不動産の各分野の関係者や地域住民代表者のご意見を伺うため、小川町立地適正化計画策定に向けた外部意見交換会を開催しました。

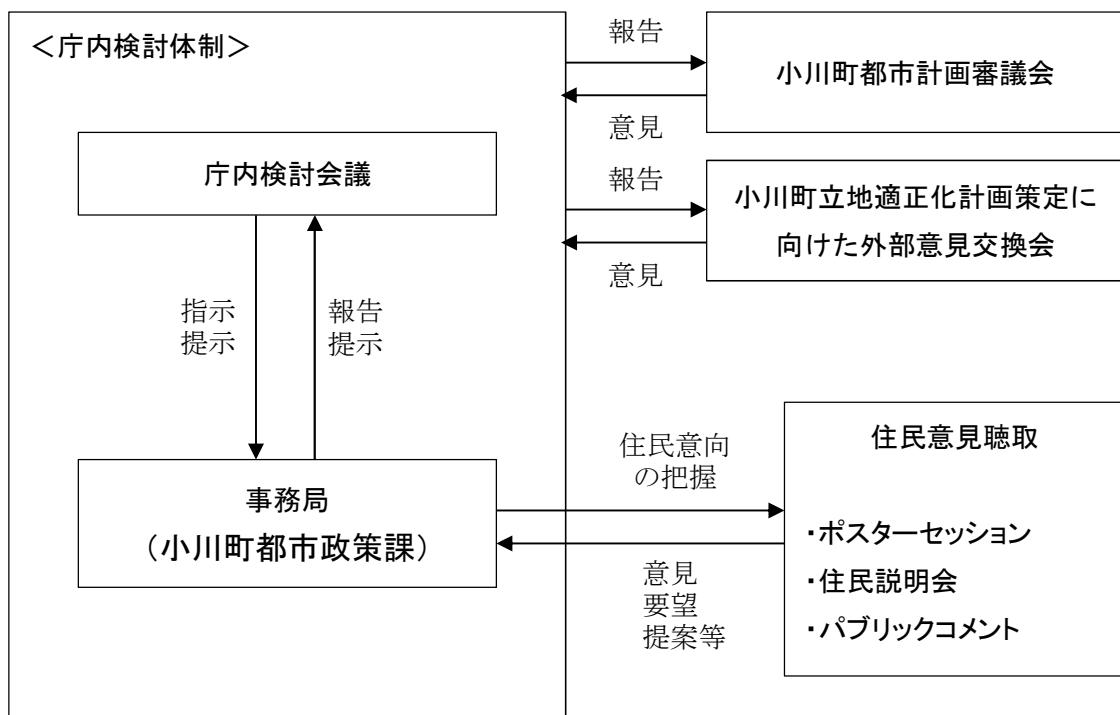


図 検討の体制

1－2. 検討の経過

開催日		内容
平成 30 年	3 月 23 日	小川町都市計画審議会
平成 31 年	2 月 15 日	小川町立地適正化計画策定に向けた外部意見交換会
	3 月 20 日	小川町立地適正化計画策定に向けた外部意見交換会
	3 月 29 日	小川町都市計画審議会
令和元年	7 月 4 日	小川町立地適正化計画策定に向けた外部意見交換会
	7 月 18 日	小川町都市計画審議会
	8 月 4 日	ポスターセッション（計画案に関するポスター掲示による住民周知） 会場：OGAWA' N MARCHE（町役場前広場）
	8 月 13 日 ～ 9 月 13 日	パブリックコメント（意見募集手続）
	8 月 31 日	小川町立地適正化計画（案）に関する説明会
令和 2 年	2 月 19 日	小川町立地適正化計画策定に向けた外部意見交換会
	2 月 28 日	小川町都市計画審議会
	4 月 1 日	策定・公表

2. 用語集

あ行

○延焼遮断空間

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する不燃空間。

か行

○合併処理浄化槽

住宅、学校、病院などで発生するし尿と生活雑排水を合わせてその敷地内で処理する比較的小規模の処理システム。

○既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連坦するなど、すでに市街地が形成されている地域。

○既存ストック

現在あるいはある時点までに蓄積された総体。

○狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。

○近隣商業地域

用途地域の一つで、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。

○公共下水道

市町村が建設し管理する下水道。家庭や工場の近くまで下水道管を延ばし、下水を集め終末処理場で処理するものと、流域下水道へ接続するものとがあります。

○公共施設等総合管理計画

今後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うこと目的とした計画。

○工業地域

用途地域の一つで、主として工業の利便を増進するため定める地域。

○交通結節点

路線バスと鉄道など、交通手段間の乗換え・乗り継ぎを行う箇所。

さ行

○市街化区域

既に市街地が形成されている箇所や、今後優先的・計画的に市街化していくべき箇所として、都市計画法に基づき指定された区域。

○市街化調整区域

原則的に市街化を抑える区域として、都市計画法に基づき指定された区域。

○市街地開発事業

道路・公園・下水道・宅地等を総合的に整備する事業。代表的なものとして、土地区画整理事業等があります。

○樹林地

森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地。

○準工業地域

用途地域の一つで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。

○商業地域

用途地域の一つで、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。

○浸水想定区域

水防法により河川管理者が、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定するもの。

○生活サービス施設

医療、福祉、商業などの日常的に利用される施設。

た行

○第1種住居地域

用途地域の一つで、住居の環境を保護するため定める地域。

○第1種中高層住居専用地域

用途地域の一つで、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

○第1種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

○地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにした計画。

○地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のこと。市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。

○調整池

開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。

○特定用途誘導地区

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域。

○都市機能

医療・子育て支援・教育文化・福祉・商業等の都市の生活を支える機能。

○都市基盤

一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

○都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

○都市計画提案制度

住民などによるまちづくりの取組を都市計画に反映させる制度。都市計画法と都市再生特別措置法に規定されています。

○都市計画道路

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された道路。

○都市計画マスターplan

都市計画法第18条の2に基づき、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現

に向けての大きな道筋を明らかにした計画のこと。

○都市公園

計画的なまちづくりの一環として国や県、市町村が整備・管理する公園。規模や機能等によって種類が区分されています。

○土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域。

○都市緑地

都市の自然環境を保全するために設けられている緑地。

○土地区画整理事業

狭あい道路の解消や無秩序な乱開発の防止などまちづくりに関する課題を解決するため、道路・公園等の公共施設や上下水道・ガスなどを整備し、土地の区画の改善なども含めて総合的に行う事業。

な行

○内水

排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道及び他の排水施設並びに河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより地表面に溜まった水。

○農業集落排水

農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善などを図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした農林水産省所管による下水道事業のこと。

は行

○バリアフリー

障害のある方が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のことをいいます。

○保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

や行

○用途地域

都市計画法に基づく土地利用の区分の一種で、土地利用の混在を防止する目的として、住宅・商業・工業などの目指すべき土地利用の方向に応じて、13種類に区分し指定された地域。本町では、そのうちの9種類が指定されています。

その他

○NPO

非営利団体(Non-Profit Organization)の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称のことをいいます。

○P D C Aサイクル

Plan・Do・Check・Action の4段階から成り、“Plan”では目標を設定と計画作成、“Do”で

は計画に沿った行動、“Check”では行動した結果の問題点の洗い出しや分析、“Action”では分析結果を受けた計画見直しを行います。これらを繰り返すことで次第に改善していく一連の流れのこと。

小川町立地適正化計画

令和2年4月

発行：小川町

編集：小川町 都市政策課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

TEL : 0493-72-1221 FAX : 0493-74-2920

E-mail : ogawa113@town.saitama-ogawa.lg.jp